

# 大竹市勤労青少年ホーム



●活動中のサークルや開催中の講座 問い合わせ 生涯学習課 ☎5800

サークル・講座名	所属人数	とき	ところ
テニス	男14人 女4人	火曜日・木曜日 19時～21時	晴海テニスコート
バドミントン	男10人 女15人	木曜日 20時～21時30分	大竹中学校
トレーニング	男5人 女2人	月曜日・水曜日・金曜日 18時～21時30分(のうち2時間)	総合体育館

対象：15～34歳(高校生を除く) 申し込み：総合市民会館で登録申請書に記入し、提出してください。

年金のはなし

No. 251

## 国民年金保険料の納め忘れがある方へ！

問い合わせ

広島西年金事務所

☎082-535-1505

保健医療課 ☎2141

◎後納制度を利用すると、年金額アップまたは年金受給資格を得られる可能性があります。

### 後納制度

過去5年以内の未納となっている国民年金保険料を納めることができる制度です。平成30年9月までに申し込みが必要です。

この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

### ※ 過去5年の例

平成29年9月末までに納付する場合↓平成24年9月分まで納付可能

### 後納制度を利用するメリット

- ・年金の受給資格が得られます。(納付要件を満たした場合)
- ・将来受け取る年金額が増額します。
- ※ 1カ月分の保険料を後納すると年額が約1,624円増額(平成29年度時点)

### 利用できる方

- ・20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある場合
- ・60歳以上65歳未満の方で、前段に記載された期間のほかに任意加入中に納め忘れがある場合
- ・65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の場合
- ・一部免除となっている期間のうち、未納の期間がある場合

【注】60歳以上の方で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みません。

- ・国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切替手続が2年以上遅れたことによる未納期間は、後納制度を利用できません。
- ・全額免除や一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けている期間は後納制度を利用できません。

### 申込から納付までの手順

- ①国民年金後納保険料納付申込書に記入し、広島西年金事務所または保健医療課へ提出(年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要場合があります)
- ②年金事務所での申込書の審査、承認(承認後に通知書、納付書等を送付)
- ③納付書で保険料を納付(市役所や年金事務所でも納めることはできません)

### 申込時の注意点

- ・過去3年度以前の後納保険料には当時の保険料額に加算額が付きます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古いものから納めることとなります。
- ・納付可能期間の審査、承認に時間を要することがあります。期限内に余裕をもって申し込んでください。

